

資料編

1 函館市国民保護協議会委員名簿

区 分	役 職 名
会 長	函館市長
委 員	国土交通省北海道開発局函館開発建設部長
委 員	国土交通省北海道運輸局函館運輸支局長
委 員	国土交通省東京航空局函館空港事務所空港長
委 員	海上保安庁第一管区海上保安本部函館海上保安部長
委 員	気象庁札幌管区気象台函館地方気象台長
委 員	財務省北海道財務局函館財務事務所長
委 員	農林水産省北海道農政事務所函館支局長（地方参事官）
委 員	防衛省陸上自衛隊第28普通科連隊長
委 員	防衛省海上自衛隊函館基地隊司令
委 員	北海道渡島総合振興局長
委 員	北海道渡島総合振興局副局長
委 員	北海道渡島総合振興局東部森林室長
委 員	北海道函館方面函館中央警察署長
委 員	北海道函館方面函館西警察署長
委 員	函館市副市長
委 員	函館市副市長
委 員	函館市教育委員会教育長
委 員	函館市消防長
委 員	函館市総務部長
委 員	函館市戸井支所長
委 員	函館市恵山支所長
委 員	函館市樞法華支所長
委 員	函館市南茅部支所長
委 員	日本郵便株式会社函館中央郵便局長
委 員	北海道旅客鉄道株式会社函館支社取締役函館支社長
委 員	日本通運株式会社函館支店長
委 員	北海道電力株式会社函館支店長
委 員	日本貨物鉄道株式会社北海道支社函館貨物駅長
委 員	日本銀行函館支店長
委 員	日本赤十字社北海道支部函館市地区幹事
委 員	公益社団法人函館市医師会副会長
委 員	北海道放送株式会社函館放送局長
委 員	札幌テレビ放送株式会社函館放送局長
委 員	北海道ガス株式会社函館支店執行役員函館支店長
委 員	一般社団法人函館歯科医師会長
委 員	一般社団法人函館地区トラック協会専務理事
委 員	北日本海運株式会社代表取締役社長
委 員	共栄運輸株式会社代表取締役社長
委 員	津軽海峡フェリー株式会社代表取締役社長
委 員	東日本電信電話株式会社北海道事業部北海道南支店長
委 員	函館商工会議所総務課長
委 員	函館市町会連合会長
委 員	社会福祉法人函館市社会福祉協議会常務理事
委 員	函館山ロープウェイ株式会社FMIるか次長
委 員	函館市消防団連合消防団長
委 員	函館市女性会議会長

2 函館市国民保護協議会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、函館市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織および運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の定数および専門委員の任期)

第2条 協議会の委員の定数は、47人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務の代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、協議会の会議の議長となる。

3 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第6条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 特別職の職員の給与等に関する条例（昭和40年函館市条例第22号）の一部を次のように改正する。〔次のよう略〕

3 函館市国民保護対策本部および函館市緊急対処事態対策本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第31条および法第183条において準用する法第31条の規定に基づき、函館市国民保護対策本部（以下「本部」という。）および函館市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総理する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を補佐し、本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

4 本部に本部長、副本部長および本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

(会議)

第3条 本部長は、本部における情報交換および連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、本部の会議を招集する。

2 本部長は、法第28条第6項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を本部の会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第4条 本部長は、必要があると認めるときは、本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、前項の本部員のうちから、本部長が指名する。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地対策本部)

第5条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから、本

部長が指名する。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第6条 前各条に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

(準用)

第7条 第2条から前条までの規定は、函館市緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

4 武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令

(安否情報の収集方法)

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

(安否情報の報告方法)

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

(安否情報の照会方法)

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した

書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証，健康保険の被保険証，外国人登録証明書，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の4第1項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し，又は提出しなければならない。ただし，やむを得ない理由により，当該書類を提示し，若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあっては，当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

- 3 前項ただし書の場合において，総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは，関係地方公共団体の長に対し，必要な資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は，安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし，事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には，口頭，電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は，全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため，法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を，都道府県知事及び市町村の長に対し，書面により提供することとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この省令は，平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この省令は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、本則に 1 条を加える改正規定及び附則第 2 条の別表の改正規定のうち第 5 条に係る部分については、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第1条関係）

安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば、①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1） 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2） 親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3） 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4） 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

様式第2号（第1条関係）

安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対し回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

(注1) 本収集は国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記の⑪の意向に沿って同法95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

(注2) 親族・同居者・知人であるかの確認は申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

(注3) 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

(注4) 回答情報の限定を希望する場合は備考欄に記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

(注5) ⑪の回答者は、配偶者又は、直近の直系親族を原則とします。

安 否 情 報 報 告 書

報告日時 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時分

市町村名 _____ 担当者名 _____

①氏名	②フリガナ	③出生の年月日	④男女の別	⑤住所	⑥国籍	⑦その他個人を識別するための情報	⑧負傷（疾病）の該当	⑨負傷又は疾病の状況	⑩現在の居所	⑪連絡先その他必要事項	⑫親族・同居者への回答の希望	⑬知人への回答の希望	⑭親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意	⑮備考

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
 - 2 「③出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
 - 3 「⑥国籍」欄は日本国籍を有しない者に限り記入すること。
 - 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「⑨負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「⑩現在の居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
 - 5 ⑫～⑭の希望又は同意欄には、安否情報の提供に係る希望又は同意について「有」又は「無」と記入願います。この場合において、当該希望又は同意について特段の条件がある当該条件を「備考」欄に記入すること。

安否情報照会書

総務大臣 （都道府県知事） 殿 （市町村長）	年 月 日														
申請者 住所（居所） 氏 名															
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。															
照会をする理由 （○をつけて下さい。③の場合、理由を記入願います。）	①被照会者の親族又は同居者であるため。 ②被照会者の知人（友人、職場関係者及び近隣住民）であるため。 ③その他（ ）														
備 考															
被 照 会 者 必 要 特 定 事 項 を 要 する	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">氏 名</td> <td style="width: 85%;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">フリガナ</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">出生の年月日</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">男女の別</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る）</small></td> <td style="text-align: center;">日本 その他（ ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">その他個人を識別するための情報</td> <td></td> </tr> </table>	氏 名		フリガナ		出生の年月日		男女の別		住 所		国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る）</small>	日本 その他（ ）	その他個人を識別するための情報	
氏 名															
フリガナ															
出生の年月日															
男女の別															
住 所															
国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る）</small>	日本 その他（ ）														
その他個人を識別するための情報															
※ 申請者の確認															
※ 備 考															

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事業所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

安否情報回答書

年 月 日 殿 総務大臣 （都道府県知事） （市町村長）		
年 月 日付けで照会のあった安否情報について、下記のとおり回答します		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男女の別	
	住 所	
	国 籍 <small>（日本国籍を有しない者に限る）</small>	日本 その他（ ）
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

5 避難施設一覧（平成28年3月31日現在）

一連 番号	施設名	所在地	電話番号	面積(m ²)	避難可能 人員(人)
1	北海道函館 西高等学校	函館市元町7-17	23-8415	校舎 8,763	—
				体育館 1,147	—
				グラウンド 29,089	—
2	北海道函館 中部高等学校	函館市時任町11-3	52-0303	校舎 9,685	—
				体育館 1,416	—
				グラウンド 15,450	—
3	北海道函館 工業高等学校	函館市川原町5-13	51-2271	校舎 18,982	—
				体育館 1,388	—
				グラウンド 21,985	—
4	北海道函館 商業高等学校	函館市昭和1丁目 17-1	41-4248	校舎 10,465	—
				体育館 1,538	—
				グラウンド 19,786	—
5	北海道函館 稜北高等学校	函館市石川町181- 8	46-6235	校舎 8,881	—
				体育館 1,144	—
				グラウンド 38,778	—
6	北海道南茅部 高等学校	函館市川汲町 1560	25-3372	校舎 5,033	2,517
				体育館 1,139	570
				グラウンド 22,164	11,082
7	北海道函館 盲学校	函館市田家町19- 12	42-3220	校舎 2,022	1,011
				体育館 505	253
				グラウンド 5,470	2,735
8	北海道函館 聾学校	函館市深掘町27-8	52-1658	校舎 2,482	1,241
				体育館 530	265
				グラウンド 5,357	2,679
9	北海道函館 養護学校	函館市旭岡町2	50-3311	校舎 5,704	2,852
				体育館 505	253
				グラウンド 8,832	4,416
10	北海道 函館五稜郭 支援学校	函館市五稜郭町39- 13	53-9395	校舎 3,207	1,604
				体育館 508	254
11	弥生小学校	函館市弥生町4-16	23-5285	校舎 6,850	3,425
				体育館 1,123	562
				グラウンド 1,960	980
12	西中学校	函館市弥生町11- 16	22-2625	校舎 3,759	1,880
				体育館 794	397
				グラウンド 2,793	1,397
13	青柳小学校	函館市青柳町22- 13	23-8348	校舎 5,132	2,566
				体育館 1,265	633
				グラウンド 2,665	1,333
14	潮見中学校	函館市青柳町10-7	23-4295	校舎 4,270	2,135
				体育館 1,161	581
				グラウンド 11,713	5,857
15	あさひ小学校	函館市大森町6-11	22-2181	校舎 4,402	2,201
				体育館 1,084	542
				グラウンド 4,182	2,091
16	宇賀の浦中学 校	函館市大森町34-7	23-5295	校舎 5,785	2,893
				体育館 827	414
				グラウンド 2,600	1,300
17	中部小学校	函館市新川町30- 26	22-2503	校舎 4,183	2,092
				体育館 835	418
				グラウンド 6,595	3,298
18	北星小学校	函館市大縄町24- 26	41-3340	校舎 3,422	1,711
				体育館 875	438
				グラウンド 3,089	1,545

一連 番号	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	避難可能 人員(人)	
19	万年橋小学校	函館市吉川町6-22	42-0861	校舎	3,376	1,688
				体育館	956	478
				グラウンド	4,670	2,335
20	八幡小学校	函館市八幡町15-30	41-5245	校舎	5,600	2,800
				体育館	1,000	500
				グラウンド	4,043	2,022
21	港小学校	函館市港町1丁目 22-1	41-5855	校舎	5,797	2,899
				体育館	1,018	509
				グラウンド	9,820	4,910
22	港中学校	函館市港町2丁目 10-1	41-5790	校舎	4,439	2,220
				体育館	1,200	600
				グラウンド	9,221	4,611
23	中島小学校	函館市中島町30-5	52-1437	校舎	3,587	1,794
				体育館	1,062	531
				グラウンド	5,156	2,578
24	千代ヶ岱小学校	函館市千代台町10-7	51-3061	校舎	4,283	2,142
				体育館	872	436
				グラウンド	4,000	2,000
25	凌雲中学校	函館市千代台町22-19	51-5248	校舎	6,176	3,088
				体育館	1,248	624
				グラウンド	7,525	3,763
26	高盛小学校	函館市高盛町17-1	52-5168	校舎	6,093	3,047
				体育館	1,035	518
				グラウンド	2,000	1,000
27	光成中学校	函館市高盛町32-2	51-5131	校舎	3,162	1,581
				体育館	1,173	587
				グラウンド	5,445	2,723
28	的場中学校	函館市の場町12-7	52-5108	校舎	6,245	3,123
				体育館	1,267	634
				グラウンド	14,670	7,335
29	千代田小学校	函館市梁川町23-4	52-2518	校舎	3,640	1,820
				体育館	1,004	502
				グラウンド	5,022	2,511
30	柏野小学校	函館市松陰町5-10	51-3877	校舎	5,392	2,696
				体育館	952	476
				グラウンド	5,453	2,727
31	金堀小学校	函館市金堀町3-1	51-1023	校舎	4,679	2,340
				体育館	1,044	522
				グラウンド	9,866	4,933
32	深掘小学校	函館市深掘町14-2	53-7822	校舎	4,186	2,093
				体育館	829	415
				グラウンド	8,621	4,311
33	深掘中学校	函館市深掘町28-1	52-2682	校舎	5,960	2,980
				体育館	947	474
				グラウンド	13,922	6,961
34	駒場小学校	函館市駒場町1-6	52-2364	校舎	5,100	2,550
				体育館	998	499
				グラウンド	14,915	7,458
35	湯川中学校	函館市湯川町2丁目 41-1	59-2008	校舎	6,232	3,116
				体育館	1,136	568
				グラウンド	8,709	4,355
36	湯川小学校	函館市湯川町3丁目 42-1	57-1759	校舎	5,790	2,895
				体育館	798	399
				グラウンド	7,200	3,600
37	戸倉中学校	函館市戸倉町26-1	59-2141	校舎	5,085	2,543
				体育館	1,028	514
				グラウンド	12,500	6,250

一連 番号	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	避難可能 人員(人)	
38	高丘小学校	函館市高丘町3-2	57-3381	校舎	3,604	1,802
				体育館	752	376
				グラウンド	6,411	3,206
39	日吉ヶ丘小学校	函館市日吉町2丁目 34-1	51-7072	校舎	5,980	2,990
				体育館	897	449
				グラウンド	8,107	4,054
40	北日吉小学校	函館市日吉町4丁目 5-5	55-0924	校舎	4,129	2,065
				体育館	789	395
				グラウンド	7,583	3,792
41	上湯川小学校	函館市上湯川町 295	57-2211	校舎	5,076	2,538
				体育館	855	428
				グラウンド	8,000	4,000
42	旭岡小学校	函館市西旭岡町 1丁目33-1	50-2867	校舎	5,117	2,559
				体育館	749	375
				グラウンド	10,794	5,397
43	旭岡中学校	函館市西旭岡町 3丁目5	50-3609	校舎	3,569	1,785
				体育館	972	486
				グラウンド	10,681	5,341
44	鱒川小・中学校	函館市鱒川町91	50-2911	校舎	1,392	696
				体育館	679	340
				グラウンド	4,670	2,335
45	亀尾小・中学校	函館市亀尾町28	58-4007	校舎	2,066	1,033
				体育館	403	202
				グラウンド	5,088	2,544
46	東小学校	函館市銭亀町339	58-2847	校舎	3,256	1,628
				体育館	602	301
				グラウンド	7,015	3,508
47	石崎小学校	函館市石崎町438	58-2525	校舎	1,968	984
				体育館	825	413
				グラウンド	8,190	4,095
48	北中学校	函館市山の手3丁目 58-1	56-0553	校舎	4,311	2,156
				体育館	1,005	503
				グラウンド	12,023	6,012
49	本通小学校	函館市本通1丁目 47-2	54-3223	校舎	5,535	2,768
				体育館	945	473
				グラウンド	17,229	8,615
50	本通中学校	函館市本通2丁目 56-7	55-3141	校舎	6,579	3,290
				体育館	1,040	520
				グラウンド	15,240	7,620
51	南本通小学校	函館市本通3丁目 10-1	55-1281	校舎	3,138	1,569
				体育館	772	386
				グラウンド	8,024	4,012
52	鍛神小学校	函館市鍛冶2丁目 46-4	51-4503	校舎	5,728	2,864
				体育館	793	397
				グラウンド	9,426	4,713
53	東山小学校	函館市東山2丁目 3-1	53-5531	校舎	4,413	2,207
				体育館	770	385
				グラウンド	6,317	3,159
54	神山小学校	函館市神山町233- 1	32-7211	校舎	4,315	2,158
				体育館	1,002	501
				グラウンド	6,535	3,268
55	赤川小学校	函館市赤川町367	46-3006	校舎	3,203	1,602
				体育館	942	471
				グラウンド	3,469	1,735
56	赤川中学校	函館市赤川町125	46-0486	校舎	4,840	2,420
				体育館	1,128	564
				グラウンド	11,952	5,976

一連 番号	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	避難可能 人員(人)	
57	北美原小学校	函館市北美原 1丁目9-16	46-1370	校舎	4,816	2,408
				体育館	895	448
				グラウンド	9,161	4,581
58	中央小学校	函館市美原2丁目 28-1	46-4910	校舎	5,774	2,887
				体育館	867	434
				グラウンド	9,589	4,795
59	亀田中学校	函館市美原3丁目 30-3	46-3005	校舎	7,064	3,532
				体育館	1,115	558
				グラウンド	19,717	9,859
60	五稜郭中学校	函館市富岡町1丁目 18-2	41-1332	校舎	5,309	2,655
				体育館	1,231	616
				グラウンド	13,763	6,882
61	亀田小学校	函館市富岡町1丁目 18-1	41-3370	校舎	5,991	2,996
				体育館	778	389
				グラウンド	5,080	2,540
62	昭和小学校	函館市昭和1丁目 5-5	41-4964	校舎	6,116	3,058
				体育館	927	464
				グラウンド	10,799	5,400
63	北昭和小学校	函館市昭和4丁目 38-1	45-1070	校舎	3,462	1,731
				体育館	652	326
				グラウンド	7,750	3,875
64	桔梗小学校	函館市桔梗1丁目 13-2	46-3607	校舎	4,612	2,306
				体育館	1,057	529
				グラウンド	5,076	2,538
65	中の沢小学校	函館市桔梗5丁目 25-5	47-1302	校舎	3,024	1,512
				体育館	678	339
				グラウンド	4,814	2,407
66	桔梗中学校	函館市桔梗町429- 4	46-9990	校舎	4,405	2,203
				体育館	908	454
				グラウンド	10,321	5,161
67	日新中学校	函館市泊町126	82-2061	校舎	2,747	1,374
				体育館	983	492
				グラウンド	8,926	4,463
68	日新小学校	函館市弁才町279- 1	82-2030	校舎	2,997	1,499
				体育館	747	374
				グラウンド	4,886	2,443
69	潮光中学校	函館市釜谷町227	82-2160	校舎	2,624	1,312
				体育館	1,104	552
				グラウンド	7,134	3,567
70	戸井西小学校	函館市小安町548- 1	58-2554	校舎	1,604	802
				体育館	748	374
				グラウンド	11,220	5,610
71	えさん小学校	函館市中浜町79	84-2341	校舎	2,958	1,479
				体育館	708	354
				グラウンド	13,528	6,764
72	恵山総合体育館	函館市川上町506	84-2031	体育館	1,320	660
73	恵山中学校	函館市柏野町9	85-2122	校舎	2,385	1,193
				体育館	770	385
				グラウンド	10,573	5,287
74	椴法華中学校	函館市新浜町151- 1	86-2151	校舎	2,022	1,011
				体育館	761	381
				グラウンド	12,405	6,203
75	椴法華小学校	函館市新八幡町86- 1	86-2051	校舎	2,329	1,165
				体育館	652	326
				グラウンド	5,416	2,708

一連 番号	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	避難可能 人員(人)
76	古部埋蔵文化財保管庫	函館市古部町235-3	なし	体育館 355	178
77	もと木直小学校	函館市木直町991	63-2563	校舎 1,560	780
				体育館 560	280
				グラウンド 4,426	2,213
78	尾札部中学校	函館市尾札部町2023	63-2762	校舎 4,450	2,225
				体育館 808	404
				グラウンド 19,059	9,530
79	磨光小学校	函館市尾札部町1609-1	63-2561	校舎 3,629	1,815
				体育館 1,329	665
				グラウンド 8,789	4,395
80	臼尻小学校	函館市臼尻町595	25-3059	校舎 2,406	1,203
				体育館 586	293
				グラウンド 10,411	5,206
81	臼尻中学校	函館市豊崎町205	25-3281	校舎 2,413	1,207
				体育館 733	367
				グラウンド 16,572	8,286
82	大船小学校	函館市大船町24	25-3161	校舎 1,526	763
				体育館 570	285
				グラウンド 5,357	2,679
83	磯谷体育館	函館市岩戸町214	なし	体育館 531	266
84	北海道立道南四季の杜公園	函館市亀田中野町199-2	34-3888	屋内 997	499
				園地 88,220	44,110
85	道の駅「なとわ・えさん」	函館市日ノ浜町31-2	85-4010	道の駅 713	357
86	函館公園	函館市青柳町17	22-7255	園地 47,878	23,939
87	大森公園	函館市大森町33	なし	園地 35,600	17,800
88	新川公園	函館市上新川町18	なし	園地 11,789	5,895
89	万年橋公園	函館市北浜町1	なし	園地 12,506	6,253
90	大川公園	函館市大川町10	なし	園地 17,300	8,650
91	八幡公園	函館市八幡町3	なし	園地 2,968	1,484
92	港公園	函館市港町1丁目18	なし	園地 3,743	1,872
93	亀田港児童公園	函館市亀田港町8	なし	園地 1,491	746
94	千代台公園	函館市千代台町22	なし	園地 139,975	69,988
95	梁川公園	函館市梁川町24	なし	園地 18,335	9,168

一連 番号	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	避難可能 人員(人)
96	鮫川公園	函館市湯川町1丁目 35	なし	園地 3,536	1,768
97	坂の上公園	函館市湯川町2丁目 33	なし	園地 5,384	2,692
98	根崎公園	函館市湯川町3丁目 6ほか	なし	園地 76,901	38,451
99	見晴公園	函館市見晴町56	57-7210	園地 461,146	230,573
100	日吉公園	函館市日吉町4丁目 8	なし	園地 10,650	5,325
101	旭岡公園	函館市西旭岡町 2丁目38	なし	園地 20,562	10,281
102	白石公園	函館市白石町202	58-4880	園地 73,448	36,724
103	本通公園	函館市本通2丁目 35	なし	園地 20,772	10,386
104	富岡中央公園	函館市富岡町1丁目 64	なし	園地 5,093	2,547
105	昭和公園	函館市昭和町20-6	40-6322	園地 64,063	32,032
106	西桔梗公園	函館市西桔梗町 587-2	なし	園地 18,850	9,425
107	石川公園	函館市石川町5-65	なし	園地 24,581	12,291
108	南茅部 運動広場	函館市川汲町 1657	25-5967	園地 36,859	18,430
109	函館市企業局	函館市末広町5-14	27-8711	庁舎 8,264	4,132
110	東川児童館	函館市東川町11- 12	23-1497	児童館 291	146
111	はこだて 幼稚園	函館市千歳町15-5	22-4735	園舎 785	393
				園庭 665	333
112	勤労者総合 福祉センター	函館市大森町2-14	23-2556	屋内 3,846	1,923
113	公立はこだて 未来大学	函館市亀田中野町 116-2	34-6448	校舎 26,839	13,420
				グラウンド56,190	28,095
114	亀田福祉 センター	函館市美原1丁目 26-12	42-7023	屋内 2,323	1,162
115	戸井総合 学習センター	函館市浜町308-1	82-3111	屋内 1,725	863

一連 番号	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	避難可能 人員(人)
116	恵山市民 センター	函館市柏野町 117-209	85-2800	屋 内 772	386
117	銚子会館	函館市銚子町46-2	なし	会 館 280	140
118	楸法華 総合センター	函館市新浜町156- 1	86-2451	屋 内 1,444	722
119	南茅部 総合センター	函館市川汲町 1520-4	25-3789	屋 内 669	335
120	南茅部スポー ツセンター	函館市臼尻町 604-1	25-5039	屋 内 1,317	659
121	臼尻会館	函館市臼尻町 234-1	25-3779	会 館 432	216
122	緑の島	函館市大町15	23-6468	園 地 80,000	40,000
123	北海道教育大 学教育学部 函館校球技場	函館市白鳥町4	なし	グラウンド18,158	9,079
124	北海道大学 水産学部 グラウンド	函館市亀田港町57	なし	グラウンド22,380	11,190
125	函館競輪場 駐車場	函館市金堀町10-8	なし	駐車場 14,000	7,000
126	市民の森	函館市上湯川町 327-1	59-2435	園 地 163,619	81,810
127	空港緑地高松 ふれあい広場	函館市高松町105	なし	園 地 14,167	7,084
128	空港緑地 志海苔 ふれあい広場	函館市志海苔町 298-1	なし	園 地 52,144	26,072
129	東山墓園	函館市東山町114	51-3283	墓 園 81,729	40,865
130	史跡四稜郭	函館市陣川町59	なし	園 地 24,540	12,270
131	北海道教育大学 附属函館中学校 グラウンド	函館市美原3丁目 48-6	なし	グラウンド10,587	5,294
132	西桔梗 中央緑地	函館市西桔梗町 589-53	なし	園 地 7,203	3,602
133	西桔梗西緑地	函館市西桔梗町 589-65	なし	園 地 7,860	3,930
134	旧町民の庭	函館市川汲町 1520-4	なし	園 庭 5,881	2,941
135	総合福祉 センター	函館市若松町33-6	22-6262	屋 内 8,662	4,331

一連 番号	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	避難可能 人員 (人)
136	青年センター	函館市千代台町27-5	51-3390	屋内 2,725	1,363
137	市民会館	函館市湯川町1丁目32-1	57-3111	屋内 7,277	3,639

6 関係機関連絡先一覧

関係機関連絡先（北海道，北海道警察含む）

機 関 名	災害担当課, 係名	住 所	電 話	ファックス
渡島総合振興局	地域政策課	函館市美原4丁目6番16号	47-9430	47-9203
函館建設管理部	事業室事業課	〃 美原1丁目47番8号	45-6500	45-6560
渡島総合振興局保健環境部保健行政室	企画総務課	〃 美原4丁目6番16号	47-9524	47-9219
渡島教育局	企画総務課	〃 美原4丁目6番16号	47-9583	47-9216
渡島総合振興局東部森林室	管理課管理係	〃 柳町14番24号	51-4611	56-6719
北海道警察函館方面本部	警備課災害係	〃 五稜郭町15番5号	31-0110	56-1449
北海道警察函館中央警察署	警備課警備係	〃 五稜郭町15番5号	54-0110	54-0110
北海道警察函館西警察署	警備課警備係	〃 海岸町11番27号	42-0110	42-0110

関係機関連絡先（指定地方行政機関）

機 関 名	災害担当課, 係名	住 所	電 話	ファックス
北海道総合通信局	総務部総務課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 内線 617	011-709-2481
北海道財務局函館財務事務所	総務課総務係	函館市新川町25番18号	23-8445	23-5839
函館税関	総務部総務課総務第一係	〃 海岸町24番4号	40-4213	43-4696
北海道労働局函館労働基準監督署	業務課	〃 新川町25番18号	23-1276	23-9147
北海道農政事務所函館支局	地方参事官室	〃 新川町25番18号	26-7800	26-7744
北海道森林管理局函館事務所	連絡調整担当	〃 駒場町2番13号	51-8110	51-8908
渡島森林管理署	総務グループ	八雲町出雲町13番地	0137-63-2141	0137-62-2961
檜山森林管理署	総務グループ	厚沢部町緑町162番28	0139-64-3201	0139-67-2749
北海道開発局 函館開発建設部	防災対策官付 防災係	函館市大川町1番27号	42-7111 内線 449	40-1059
北海道経済産業局	総務課	札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-2311 内線 505	011-709-1778
北海道運輸局函館運輸支局	首席運輸企画専門官	函館市西桔梗町555番24	49-8862	49-1042
東京航空局函館空港事務所	総務課	〃 高松町511番地	57-1737	59-4745
函館地方気象台	業務課防災気象官	〃 美原3丁目4番4号	46-2211	46-3117
函館海上保安部	警備救難課救難係	〃 海岸町24番4号	42-4313	44-2379
函館航空基地	専門官	〃 赤坂町65番地の1	35-2006	58-3515
陸上自衛隊第28普通科連隊	第1科	〃 広野町6番18号	51-9171	51-9171
海上自衛隊函館基地隊	警備科	〃 大町10番3号	23-4241	27-9806

関係機関連絡先（指定公共機関，指定地方公共機関）

機 関 名	災害担当課、係名	住 所	電 話	ファックス
日本放送協会函館放送局	放送センター企画	函館市千歳町13番1号	23-3784	23-4713
北海道放送株式会社函館放送局	局次長	〃 梁川町9番5号	55-8121	55-6615
札幌テレビ放送株式会社函館放送局	局長	〃 美原1丁目48番5号	42-7277	42-4175
北海道テレビ放送株式会社函館支社		〃 本町7番18号	55-9700	55-9745
北海道文化放送株式会社函館支社		〃 五稜郭町1番14号	55-9690	55-8870
株式会社テレビ北海道		札幌市中央区大通東6丁目	23-3232 函館報道専用	27-5557 函館報道専用
函館山ロープウェイ株式会社FMIるか	次長	函館市元町18番11号	27-3700	23-3100
北海道旅客鉄道株式会社函館支社	企画（総務）	〃 若松町12番5号	23-3359	26-6540
日本貨物鉄道(株) 北海道支社函館営業支店	函館貨物駅	〃 港町1丁目35番地	42-5224	45-5980
日本通運株式会社函館支店	総務	〃 若松町14番10号	23-8811	27-1182
(社) 函館地区トラック協会	総務課	〃 西桔梗町555番地32	49-1777	49-1659
北日本海運株式会社	総務担当	〃 浅野町5番22号	42-7890	42-0180
共栄運輸株式会社		〃 海岸町22番5号	42-4121	42-4120
津軽海峡フェリー株式会社		〃 港町3丁目19番2号	43-4545	-
(社) 函館地区バス協会	事務局次長	〃 高盛町10番1号	51-3136	55-8254
東日本電信電話株式会社 北海道事業部北海道南支店	総括担当	〃 東雲町14番8号	21-2011	24-2342
北海道電力株式会社函館支店	企画総務グループ	〃 千歳町25番15号	22-4111	22-2516
北海道ガス株式会社函館支店	保安センター	〃 万代町8番1号	42-3817	43-4907
郵政事業株式会社函館支店	業務企画室	〃 新川町1番6号	22-9126	26-3582
郵便局株式会社函館中央郵便局	総務担当	〃 新川町1番6号	22-9159	27-3657
〃 函館北郵便局	総務担当	〃 美原2丁目13番21号	46-0216	46-7862
〃 函館東郵便局	総務担当	〃 湯川2丁目9番1号	59-4241	59-5915
函館市医師会	総務課	〃 湯川町3丁目38番45号	36-0001	36-0007
函館歯科医師会		〃 大手町3番3号	23-3650	23-4765
函館薬剤師会		〃 大手町3番3号	23-3650	23-4765
日本赤十字社北海道支部 函館市地区	函館市保健福祉部 管理課社会担当	〃 東雲町4番13号	21-3255	26-4090
日本銀行函館支店	総務課	〃 東雲町14番1号	27-1161	24-2015

関係機関連絡先（近隣市町）

機 関 名	災害担当課, 係名	住 所	電 話	ファックス
北斗市	総務部総務課 交通防災管財係	北斗市中央1丁目3番10号	73-3111 内線 212	73-6970
七飯町	総務部総務管財課 防災車両係	七飯町本町6丁目1番1号	65-5797	66-2054
鹿部町	総務・防災課	鹿部町字宮浜 299 番地	01372-7-2111	01372-7-3086